

1) 新庁舎の必要理由と整備スケジュールについて

## 1.新庁舎が必要な理由

### 1) 地方自治法

地方自治法によると庁舎の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。となっている、その住民サービスの観点に基づいた位置選定を行うべきである。

2) 第一次八重瀬町行政改革大綱の中でも新庁舎について検討するように答申されている。

3) 平成20年度の施政方針で町長は今年度中に新庁舎の検討を行うとしている。

4) 本庁舎(具志頭)と東風平庁舎を統合しないと、定員管理の適正化や事務事業の迅速、効果的な執行、経費の削減などが難しい。

5) 現東風平庁舎をこのまま借り続けると年間約1600万円の借家料が延々と続く。

## 2.新庁舎建設計画のスケジュール(案)

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1) 位置選定           | 平成20年度    |
| 2) 議会提案           | 平成20年度    |
| 3) 住民説明会          | 平成20～21年度 |
| 4) 基本設計           | 平成22～23年度 |
| 5) 実施設計           | 平成24年度    |
| 6) 用地買収           | 平成25年度    |
| 7) 工事(庁舎建設及び外構整備) | 平成25～26年度 |

## 事務所の位置に関する法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

# 新町建設計画



## 八重瀬町

大地の活力とうまんちゆの魂が  
創り出す自然共生の清らまち

東風平町・具志頭村合併協議会

## 第7章 公共的施設の適正配置と整備

旧町村に点在する公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に支障をきたさないように十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら整備していくことを基本とします。

特に、新たな公共的施設の整備にあたっては、既存の公共的施設の有効利用等についてまず検討し、既存施設では機能しない場合に限り整備することとします。

また、整備にあたっては、行財政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法等について十分に議論し、その情報を住民に公開して、その意向を含めた総合的な判断のもとで、新町全体としての均衡ある発展と住民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとしします。

なお、新町の庁舎については当分の間、具志頭村役場を本庁舎とし東風平町役場を支所機能を有する分庁とすることから、庁舎を有効活用し一部改修等を行うものとしします。

# 平成20年度 施政方針

平成20年3月10日  
八 重 瀬 町

具体的には、平成 18 年度 11 月に策定致しました「八重瀬町集中改革プラン」に基づき次の事項について改革を推進していく所存でございます。

- 1、行政関与の必要性、効果・コスト等を検討すると共に住民サービスの維持、向上に努め行政責任において、事務事業を見直し再編・整理及び統廃合を実施する。
- 2、歳入の対策として町税等自主財源を確保するため、滞納を解消するようその徴収体制強化を図ります。また、受益者負担の公平性から使用料・負担金の見直しを図ります。
- 3 行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、民間に委託業務が可能な事務事業については、民間委託を推進し、公共施設の管理を指定管理者制度の導入を含めて検討致します。
- 4、定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら適正化に取り組みます。  
あわせて、事務事業の整理、職員の適性配置をすると共に嘱託員、臨時職員の活用により、職員数を抑制します。
- 5、給与の適正化については、国や他の公共団体の状況を踏まえつつ、その業務の性格や内容を把握し、住民の理解が得られるよう、給与制度、運用の適正化を推進します。
- 6、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理等を行うことにより総合的な人材育成に努めます。また、職員の資質向上を図ると共に、その意欲・能力を最大限に引き出すよう取り組んでいきます。

行政改革の最大の目的は、町民の暮らしを守り、町民福祉の向上を図るための行政サービスを低下させることがないよう町財政を健全化し、自立かつ持続性のある自治体をつくることでもあります。

そのためには、全職員が意識の改革はもとより、もっと危機感をもつて、行財政改革を着実に実行することが求められています。

特に、継続事業である土地区画整理事業並びに農漁業集落排水整備事業、都市公園整備事業等多くの大型事業の執行や教育環境の整備、新庁舎建設の検討など、数多くの事業が予定されていることや年々増加する国民健康保険事業、老人医療費、介護保険事業費などへの財源の繰り出し等、急激に増え続ける財政需要に歯止めをかけ、健全で的確な財政運営を確立することが必要であります。

そのためには、自主財源である地方税の収納率の向上や使用料、手数料の確保などに最大限の努力を行い、歳出にあたっては、まず、投資的経費の抑制や財源に見合った事業計画の執行、さらに人件費等の経常経費の節減を断行しつつ、事務の合理化と財源の効率的配分に努めなければなりません。

以上のことから、本年度は、中長期の財政計画を立て、10年後を見据えた行財政運営の確立を図っていきたいと考えております。

以上、施策及び主要事業について、ご説明申し上げましたが厳しい財政状況の中、行財政改革を着実に進め、財政健全化に努力し、町民、行政が一体となり新しい八重瀬町のまちづくりに邁進していく所存であります。

議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、平成 20 年度の施政方針とさせていただきます。

平成 18 年 10 月 11 日

八重瀬町長  
中村 信吉 殿

八重瀬町行政改革推進委員会  
会長 知念 亀助  
(公印省略)

第 1 次八重瀬町行政改革大綱について〔答申〕

平成 18 年 5 月 24 日付八重企第 170 号により八重瀬町長から諮問のあったみだしのことについて、本委員会は、町から提示された八重瀬町行政改革大綱案に基づき、これまで 7 回の委員会を開催し慎重に審議、検討を重ねてきました。大綱案に示された行政改革の基本方針及び重点事項等に関する町の考え方については、基本的にこれを了承し、別紙のとおり答申しますので町長以下全職員が真摯に取り組まれるよう期待します。

なお、平成 18 年 9 月 6 日付八重企第 580 号により追加審議依頼のあった下記 5 項目については、別紙により本委員会の意見を付記しますので、今後、十分に検討されるよう要望します。

記

- (1) 給食センターの統廃合の是非について
- (2) 公立保育所の統合、廃止及び民営化について
- (3) 農業委員会委員定数の減員について
- (4) 議会議員の定数減について
- (5) 新庁舎建設の是非について



### 3. 農業委員会委員定数の減員について

八重瀬町の農業委員定数は、町条例及び規程により選挙委員 16 名、推薦委員 4 人以内の計 20 人以内となっている。選挙による委員定数については、法律及び政令で、経営耕地面積、農業者数等により一定の基準が定められている。県内の状況を見ると、町村部では八重瀬町の選挙委員定数 16 名が最も多く、他町村ではより一層の定数減が進んでいる。本町の財政状況や経営耕地面積、農家数の推移を勘案すると、定数減は必然のことであり、次期改選から見直しする方向で検討してもらいたい。

### 4. 議会議員の定数減について

本町の議会議員定数は、町条例により 20 名となっている。議会議員の定数については、厳しい地方財政を反映して、各自治体で定数削減の動きが加速しており、本町においても、他町村の動向や町の財政状況などを踏まえて見直しする必要がある。

ちなみに、本町の議員定数 20 人は、県下町村で最も多く、人口や財政規模等の面からも住民への説得力に欠け説明責任を果たすことは困難と思われる。

よって、次期改選から、議会の主導による定数削減に取り組むことを期待したい。

### 5. 新庁舎建設の是非について

本町の事務所の位置については、当分の間、旧具志頭村役場を本庁とし、旧東風平町役場を支所機能を有する分庁とする旨の協定が成されている。

分庁方式は、住民サービスの維持、向上と収容面積などを考慮してとられた措置であるが、このことが組織、人の分散化につながり、結果として、定員管理の適正化や、事務事業の迅速、効率的執行を阻害する要因になっている。また、両庁舎の維持管理費が年間約 40,000,000 円に達し、その内の 1/2 (20,000,000 円) が東風平庁舎の賃貸料であることにも留意する必要がある。合併の最大の目的は、スケールメリット（規模拡大による財政効果）の実現であり、このことは、庁舎を一本化し、組織、機構の集約化を進め、すべての住民サービスが一つの窓口で可能となる「ワンストップ行政サービス」体制の構築によって、より達成が可能となるものと思われる。

現在の厳しい財政状況の下での新庁舎建設は、極めて困難であることは承知しているが、新庁舎建設について一定の方向性を見いだすことは将来のまちづくりを展望する上で有益かつ不可欠であり、関係機関による検討を望みたい。

併せて、毎年、多額の賃貸料を支払っている東風平庁舎のあり方についても、喫緊の課題として取り組むよう要望する。